

公益財団法人 日本骨髄バンク ドナー安全委員会規則

制 定 平成24年 4月 1日

第1次改正 平成24年11月22日

第2次改正 平成26年 3月20日

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本骨髄バンク委員会規程（以下「委員会規程」という。）第16条に基づき、ドナー安全委員会（以下「本委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定める。

(所掌業務)

第2条 本委員会は、理事会の諮問を受けて次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の採取方法及び採取量の基準に関する事項
- (2) 骨髄等の提供者に係る情報の収集及び解析に関する事項
- (3) ドナー団体傷害保険の適用に関する事項
- (4) 骨髄等の採取病院の認定に係る審査並びにその指導に関する事項
- (5) その他骨髄等の提供者の健康の保持に関する事項

(組 織)

第3条 本委員会は、8人以上20人以内の委員をもって組織し、委員は理事会が選任する。

(委員長等)

第4条 本委員会に委員長をおき、委員長は理事会が指名する。

- 2 委員長は会務を整理し、本委員会の議長を務める。
- 3 本委員会に副委員長をおき、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(議 事)

第5条 本委員会は原則として非公開とする。但し、個人情報を保護する必要がある事項、又は情報管理上問題のある事項を審議しない場合は、委員長は委員全員の意見を聴いてこれを公開とすることができる。

(規則の変更)

第6条 この規則は、理事長の承認を得て変更することができる。

(細 則)

第7条 この規則に定めるもののほか本委員会の運営に関し必要な細目は、委員長が定める。

(準 用)

第8条 委員会規程第3条第2項の規定に基づき設置する部会等の運営に当たっては、同規程第9条から第12条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会等」と、「委員長」とあるのは「部会等の長」と読み替えるものとする。

(庶 務)

第9条 本委員会の事務はドナーコーディネート部において行う。

附 則

1. この規則の内容は、旧法人の「ドナー安全委員会規則」（平成9年3月17日制定、平成22年9月15日第4次改正）と同様である。
2. この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年11月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。